

# 傍観してはならない インボイス制度

岡澤利昭・会員

インボイス制度導入は令和5年10月1日ですが、「事業者登録番号」の申請は本年10月から開始されます。すでに、センター会員には業者団体、納税者団体などからの講師要請が増えていると聞きます。その際に、考えておきたいポイントについて、筆者の経験からまとめてみました。

## ◆免税事業者の実態を軽視した制度導入であり多大な混乱が想定される

国税庁税務統計からみると、令和元年度における免税事業者総数は423万件、うち個人事業者は333万件を占め、免税業者割合は事業者の76.4%にも及んでいます。

しかし、税務統計では把握できない不動産所得や雑所得、給与所得者の中にも免税事業者が多数潜在しており、実際には500万件をはるかに超える免税事業者数が推測されます。

また、消費税導入以降偽装請負的な免税事業者の増大や、農協やシルバー人材センター、芸能社等一つの企業や団体の下に多くの免税事業者が所属しているケースが多く、当事者間には利害対立も生じやすい状況にあるとみられます。

## 《乱暴な導入経緯》

1 消費税制度の「適正化」を急ぐあまり、軽減税率制度導入に便乗したもので、免税事業者の実態を軽視した乱暴な手順で導入した

▼そのために、平成28年税制改正法附則171条2項の見直し規定(軽減税率制度の導入後3年以内)を置かざるを得なかった。

▼政府が、真面目にインボイス制度を導入しようと

するのであれば、例えば……

- ・事業者の批判を恐れず免税制度を大幅に縮小し
- ・日税連からも指摘されている「基準期間」の廃止や、新たな「申告不要制度」を創設し
- ・すべての取引を課税対象としたうえでインボイス制度を導入する

ということであったなら、混乱を生じさせるものとはならなかったでしょう。

▼軽減税率導入とインボイス制度は、もっぱら自民・公明両党による与党協議の場で議論され、EU型インボイス制度が、「インボイスの事後的な追跡が容易になる」「インボイスの事業者番号を用いて、税務執行における取引情報の名寄せが容易になる」など、徴税事務に都合のいい制度として採用された経緯があります。

## 《取引と行政に支障》

2 自由な商取引に重大な影響を及ぼすだけでなく、税務行政に多大な支障をきたす

インボイス制度導入によって、買ったとき(値引きの強要)が横行することになれば、消費税転嫁対策特別措置法(現在は下請法等)により、「50万円以下の罰金」が科され、免税事業者の更新されないままの賃貸借契約書は消費税法違反とされたり、さらには、免税事業者に対する意に沿わない課税選択(次ページへ)

(前ページより)の強要が行われたりすれば、違法・不当な商取引が蔓延することになりかねません。

※親事業者が発注に際して下請代金の額を決定するときに、発注した内容と同種又は類似の給付の内容(又は役務の提供)に対して通常支払われる対価に比べて著しく低い額を不当に定めることは「買ったき」として下請法違反になります(同法4条1項5号)。

税務署には、税理士に依頼できない免税事業者が申告や実務処理の相談に押し寄せ、「自分には消費税は関係がない」と思い込んでいた多数の消費税滞納者が生じることなどは容易に想像できます。免税事業者が「消費税難民」となりかねません。

やがて、コロナ後の経済復興が課題となっていく時期だけに、少なくとも、インボイス制度の延期や見直しが必要です。

## 〈益税は存在するか〉

### 3 免税事業者に対する益税攻撃で課税選択の強制を正当化しようとしている

最近では、インターネット上でもインボイス制度の情報が急増していますが、そこで共通して目立つのは「免税事業者は益税を得ている」「課税選択せざるを得ない」という内容です。

「益税」と呼ばれるものは、一般には「消費者から預かった税金が税務署に納められず事業者の手元に残ること」といわれていますが、その意味は理解が難しいものです。それは、税金の問題というよりモノやサービスの「価格」の問題だからです。これが「過剰転嫁」を意味するとすれば、小規模な免税事業者の実情からすればほとんど存在しないといえるものです。

▼財務省が率先して免税事業者に課税選択を誘導している

本年4月16日に開催された第1回消費税軽減税率制度の円滑な運用等に係る関係府省庁会議に財務省主税局が提出した資料には、「課税事業者を選択した場合、インボイスには消費税率や消費税額が記載されることから、これが消費税額分の円滑な転嫁に資する」など特措法を軽視し、さらには、「免税事業者が課税選択をした場合、簡易課税を選択すれば…追加の事務負担は必ずしも多くない」など、保障された免税制度を自らが否定するものとなっています。

▼意図的に免税事業者の把握をサボって、社会の関心を逸らそうとしている

財務省に取材して明らかとなったのは、多少時間をかければ免税事業者数の実態が把握できるにもかかわらず、財務省の施策はもっぱら課税事業者への周知だけで、免税事業者の混乱は、80%控除、50%控除の経過措置(各3年間)で事業者間でもみ合っているうちに淘汰されるという極めて無責任な対応になっています。

## 〈消費税転嫁対策特別措置法の考え方〉

### 4 7月16日に公正取引委員会に取材しました

▼法律制定の経緯を含め、特措法はインボイス制度導入を予定したものではなく、あくまで8%→10%と連続した増税を定着させるのが目的でした。

したがって、インボイス制度導入後は、経過措置の仕入れ税額控除80%、50%の配慮と免税事業者が仕入れで負担している「消費税相当額」を超える値引がなければ、一方的な措置でない限り特措法の出動はないと答えています。

▼特措法の本年3月末失効後は、独禁法、下請法の中に組み込まれるため特段時限はない。

▼農協と農民のケースは、相対的には農民自身も株主同様な関係にあるが、農協に生産物の販売を委託する場合には、特措法の特定事業者と特定供給者の関係になる。シルバー人材センターの場合も同様。

▼具体的な買ったき等の問題が生じた場合、すでに担当部署が法律の失効で解散しており、実際には大きな社会問題にならない限り公正取引委員会が出動しづらいとのことでした。

## 〈いま何をなすべきか〉

### 5 インボイス制度の問題点を知らせることが重要

▼インボイス制度は、免税事業者との取引相手には仕入税額控除ができないという大きな問題があります。税理士の意場合、その顧問先に対する指導として、税制改正されたからといって形式的に「値引き」や「課税事業者選択」を求めると、顧問先と取引先との対立が生じかねません。

免税事業者の多くが「消費税は自分には関係のない税金」と思い込んでいる傾向があり、制度の内容を理解したうえでの対応が重要です。

インボイス導入実施の強行が現実となる場合には、業界の動向、取引先との交渉(次ページへ)

(前ページから)を進めるとともに、経過措置も併せて検討し、免税事業者として生き残る道を模索する努力が必要でしょう。

▼インボイス制度は、自由であるべき経済取引に大きな障害を持ち込み、零細な免税事業者だけでなく、親会社にとっても消費税の負担増や下請企業との対立なども想定される以上、廃止もしくは延期が求められます。それを実現する社会運動が必要になります。

▼自治体や各種業界、関係団体に対するレクチャーや学習会の講師を積極的に受け入れたいと思います。来年の通常国会が「軽減税率制度の導入後3年以内」の時期に当たり、平成28年税制改正法附則171条2項の国会審議が、事業者・国民の大きな注目が集まるようになってほしいと思います。

インボイス制度導入、免税事業者の選択など、何が問題なのかの実例検証などに必要な情報を広く知らせるなど、センターとセンター会員の活躍を期待しています。